

# ○山梨県警察が庁舎等に設置する施設管理カメラ等の管理要領の 制定について

〔平成26年11月26日〕  
例規甲（会庁）第40号

この度、山梨県警察が庁舎等に設置する施設管理カメラ等の管理運用要領を別添のとおり制定し、平成26年12月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

## 別添

### 山梨県警察が庁舎等に設置する施設管理カメラ等の管理運用要領

#### 第1 趣旨

この要領は、山梨県警察が施設、設備等の適正管理を図るため、庁舎等に設置する施設管理カメラ等の適正な管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 用語の定義

この要領における用語の意義は、それぞれ次に掲げるところによる。

##### (1) 施設管理カメラ等

山梨県警察が庁舎等において施設、設備等の適正管理のために特定の場所に継続して設置する施設管理カメラ並びに画像表示装置及び画像記録装置をいう。

##### (2) 個人情報画像

施設管理カメラ等により撮影され、又は記録された画像（以下「画像」という。）のうち、当該画像から特定個人を識別できるものをいう。

#### 第3 施設管理カメラの設置

##### 1 施設管理カメラの設置場所

施設管理カメラの設置に当たっては、設置目的を達成するために必要最小限度の撮影範囲となる場所に設置するよう努めるものとする。

##### 2 施設管理カメラの設置表示

施設管理カメラが設置されていることについて、撮影対象区域内外の見やすい場所にその旨を表示するものとする。

#### 第4 管理責任者

##### 1 管理責任者の設置

施設管理カメラ等による個人情報画像の適正な取扱いを確保するため、施設ごとに施設管理カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、それぞれ次の職にある者をもって充てる。

## ア 警察本部

(ア) 山梨県警察本部庁舎（防災新館のうち警察の用に供する部分） 総務室会計課長

(イ) (ア) 以外の庁舎 庁舎を使用する所属の長（複数の所属が使用する庁舎については、画像記録装置を設置する所属の長）

## イ 警察署等

警察署（分庁舎を含む。）及び管轄内の交番・駐在所 警察署長

## 2 管理責任者の任務

- (1) 管理責任者は、施設管理カメラ等による個人情報画像の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他画像の適正管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 管理責任者は、施設管理カメラ等について、適切な操作及び取扱いを行わせるものとし、これに従事する職員の数を必要最小限のものとしなければならない。

## 第5 画像の適正管理

### 1 画像の保存

- (1) 画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のまま保存するものとする。
- (2) 画像の保存期間は、原則として1か月以内とする。
- (3) 画像の利用等で管理責任者が必要と認めるときは、その目的達成のために必要な範囲内で保存期間を延長することができる。

### 2 画像の消去

- (1) 保存期間を経過した画像は、確実に速やかに消去する。
- (2) 画像を保存した画像記録装置を廃棄するときは、情報が読み取られることのないよう破碎、裁断等の処理を行うものとする。

### 3 画像の出力

必要により、画像の再生、画像の複写及び画像の印字を行う場合は、管理責任者の許可を受けなければならない。

### 4 画像の管理

- (1) 画像を保存した画像記録装置は、施錠ができる室内に設置するか、装置への施錠等により確実な防護を行うものとする。
- (2) 画像を保存した画像記録装置を保管場所等から持ち出す場合は、管理責任者の許可を受けなければならない。

## 第6 画像の利用及び提供の制限

### 1 画像の利用

画像は、施設、設備等の適正管理を図るために利用するものとする。

### 2 画像の提供の制限

個人情報画像は、次に定める場合を除き、第三者に提供してはならない。

ア 画像から識別される特定の個人の同意があるとき。

イ 法令等に基づく手続により照会等を受けたとき。

ウ 県民等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性があるとき。

## 第7 守秘義務

管理責任者その他施設管理カメラ等により個人情報を知り得た者は、その情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。